

令和5年7月近江八幡市教育委員会定例会（要旨）

1. 開催日時 令和5年7月26日（水） 午前9時30分～11時00分

2. 開催場所 近江八幡市文化会館2階会議室2

3. 出席委員 教育長 大喜多 悦子
委員 安倍 映子
委員 西田 佳成
委員 大更 秀尚
欠席委員 教育長職務代理者 久家 昌代

4. 事務局出席者

教育部長	田村 裕一
教育総務課長	岡村 祥子
学校教育課参事	野田 喜紀
教育部次長兼生涯学習課長	冨江 康子
近江八幡市立図書館長	奥村 恭代
学校給食センター長	森村 肇
教育部次長兼スポーツ課長	太田 明文
国スポ・障スポ推進課長	伊崎 裕二
子ども健康部幼児課長	畑 明宏
教育総務課長補佐	夜野 友昭
教育総務課副主幹	田村 俊幸

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【協議事項】

○令和6年度 滋賀県に対する要望事項（都市連協）について

【報告事項】

○6月議会における質問に対する回答等について

○近江八幡市学校給食費に関する条例の一部改正について

○給食センター施設整備工事に係る調停の申立てについて

○教育委員会事務職員の休職について（非公開）

7. 議事の経過

(1) 開会（日程確認）

- ・教育長が7月定例会の開会を宣言
 - ・出席委員定数の確認
 - ・日程について **承認**
 - ・非公開案件
報告案件
- 教育委員会事務職員の休職について

(2) 会議録の承認

6月定例会の会議録 **承認**

(3) 教育長挨拶及び報告

小中学校においては、1学期が終了した。幼稚園、小学校及び中学校も大きな事故や事件もなく終えることができた。各学校の校長先生や先生方には日々努力していただいていることに感謝している。この3日間で校長先生と面談させていただき、学校での子どもたちの様子や教職員の様子を聞かせていただいている。虐待案件が増えた、不登校の子どもが増えたなど、どの学校にも課題はあるがそれぞれ次を見越しながら対応していただいていると感じた。

市議会議員選挙後初めての議会があり、教育委員会にも多くの質問をいただいた。すべての課に対して質問があった。主なところでは、読書活動の推進、生徒指導や校則についての質問などがあった。

校則については、なぜホームページに掲載していないのかという内容であった。子どもたちにはプリントで説明し、体験入学の際に保護者にも説明していることからその必要性は無かったと説明しているが、国が出している生徒指導提要では地域の皆様に公開していくものであるという記述もあったことから、今後4中学校で調整・検討しながら公開する方向であると回答し、学校にもその旨を伝えた。

コロナ前とコロナ後の学校での取組についても質問があった。

給食センターの施設改修工事についての質問もあった。改修工事に当たっての10年間の劣化状況をみると、通常では考えにくい状況になっている。地下ピットに不具合が出ているので、教育厚生常任委員会の議員の方には議会の前に見ていただき、確認していただいた。また、調停の申立てについても承認していただいた。それに関連する質問が多かった。

国スポ・障スポ推進課やスポーツ課に対しても質問があった。

6月27日にグランド・ラピッズから市長を含め12名が来られた。韓国にも提携されている都市があるようで、そちらに訪問された後に本市にも来幡され、レセプションが開催された。民間の会社とも提携があるようで、本市でもいくつかの会社が出席され、交歓した。

7月24日から3日間、本市の児童が富士宮市に交歓会で訪問している。楽しんで活動していると伺っている。

アーティスティックスイミングの乾友紀子選手の世界水泳の応援ツアーにも参加させていただいた。ソロで2冠と連覇を果たされた。早い動き、しなやかな動き、ダイナミックな動き、全てが揃っていて素晴らしかった。

昨日から就学相談会が島小学校で始まっている。私も寄せていただきたいと考えている。

(4) 議事

●協議事項

◎令和6年度 滋賀県に対する要望事項（都市連協）について

【事務局説明】

委員の皆様や各課からのご意見をいただいた。資料の一覧表については、令和6年度も継続するものや該当がないものについては省略している。変更や不要（削除）としたものについて、各担当課より順次説明する。

1 学校園施設等の整備について

【教育総務課】

現状としては令和2年度に児童生徒に1人1台端末を整備し、令和4年度には各学級に担任用として1台ずつ整備した。児童生徒1人1台端末については国の骨太方針2023においても更新を着実に進めると示されたが、具体的には何も出てきていない。児童生徒及び教員用の端末の更新に非常に経費が掛かることから、更新費用の支援を要望するという形に変更したい。

【教育総務課】

学校園施設における防犯カメラについては、国の補助が令和5年度から3年間、下限額が400万円から100万円に引き下げになり、補助率も3分の1から2分の1に引き上げられることとなり、支援が強化されたことから、本市においてもそれを活用し、取組を進めていきたいと考えていることから不要とした。

【質 疑】

なし

【事務局説明】

3 教職員等の配置改善と資質向上について

【学校教育課】

加配職員の継続配置とあるが、武佐小学校が該当校となるが守山学園分室が武佐小学校区内にあり、そこに現在4名通っている。武佐小学校の加配措置で支援加配を継続して付けていただいていることから、特に本市からの児童養護施設に対する加配要望は必要なく、不要としたい。

【学校教育課】

ベテラン臨時講師等の正職採用もしくは処遇改善という要望については、再任用より臨時講師の方が給料も含めた処遇が数段良くなるなど改善され、再任用より臨時講師を選択する教員が増えている。また、採用試験も59歳まで制限年齢が引き上げられ、正規採用も可能な状況にあることから不要としたい。

文化、体育・スポーツの普及充実について

【スポーツ課】

誰もがスポーツに親しむための環境整備を行う市町への支援という要望について、昨年度の回答で、講師派遣の充実を図るという回答を得られたことから不要としたい。

【質 疑】

○安倍委員

守山学園の分室について、学校の支援加配対応と言われたが、分室は加配で対応されているのか。

○学校教育課

武佐小学校には多くの支援加配を付けていただいているということで、その子どもたちに対するものではないが、その子どもたちも含めた支援体制は取れている。

○安倍委員

分室ではなく福祉対応されていると思うが、その子どもたちと学校との関係の中心になれるのが支援加配という理解で良いか。

○学校教育課

はい。

○教育長

スポーツの普及について、市町への支援というのは事業を開催するためのメニューや講師リスト等も含めて支援と考えておられたと思うが、今回その文言を削除しても構わないのか。

○スポーツ課

令和4年度に、県が支援していくと回答したことから要望としては不要としている。

【事務局説明】

10 その他

【教育総務課】

県教育委員会への要望事項、また県教育委員会の教育方針の重点項目の中に幼児教育についての記載がないのではないかと。発達や学びの基礎で、小・中学校への滑らかな移行が幼児教育にあり、人格形成の大事な時期であることを考えると、県に対して幼児教育の方向性を要望事項の中に示していただきたいというご意見があったが、今回の要望書に対する意見は具体的な取組に対する支援等の要望が中心であることから、記載は見送りたい。ただし、本市の意見としては、教育長や部長も参加される協議の場において、意見として出していただければと考えている。

【意見】

○安倍委員

先ほど学校園施設等の整備とあったが、補助制度は幼稚園であれば国が3分の1、県が3分の1という時代はすでに終わっているのもう一度立ち上げようと思っても幼稚園だけをどうしようというのは国の施策の中には入っていない。一度挙げたことはあるが却下され、市で全て持ってくれということであった。市で持ちきれないから要望している。その辺りを滋賀県としてどうしていくのか、小さいが創っていかなければと思う。

○大更委員

県も幼小中という名前を掲げている割には幼の先生が中に入って意見していることは全然ない。

●報告事項

◎6月議会における質問に対する回答等について

【事務局報告…教育総務課】

個人質問は8会派15名の議員から質問があった。回答については資料を確認願いたい。

【意見】

○安倍委員

放課後に子どもの読書をされているのか。

○生涯学習課

子どもたちが過ごす放課後の時間に少しでも読書の環境が用意できるように、学童に調査したり、子どもセンターで子どもが過ごす時間に読書環境に触れられるようにということである。

○安倍委員

総合教育会議でも話があったように、学校司書については、より良い形を早くとっていただきたい。また、図書館司書も同じレベルで充実していくと幼児教育も充実していくのではないかと思う。

また、視覚障がいの方が映像がはっきり認識できる機器の学校現場への設置とあるが、設置されているがもっと増やしてほしいという内容か。

○教育長

現在設置されていない。モニターとして見ることができてすごく良かったので設置してほしいということ。障がい福祉課にも話をしに行かれたが、そこでは手帳を持っていれば補助するということであったが、手帳の交付対象ではないため、現状では難しく、検討するということであった。一方で、学校でも備品として設置してほしいということであった。合理的配慮の範囲になると思うが、保護者や本人がどのように考えておられるのかということを確認しながら検討していくという回答を行った。

◎近江八幡市学校給食費に関する条例の一部改正について

【事務局報告…学校給食センター】

学校給食費の徴収額を条例で定めていたが、規則に委任する改正を行った。今後給食費の値上げ等があった場合に迅速な対応ができるようにということで今回改正を行った。併せて、昨年度から牛乳等も含めて約10%の物価高騰があったことから、給食費を10%上げた分を規則で定める改正を行っている。ただし、保護者の経済的負担を軽減する観点から当分の間は現行のままとしている。教職員等は2学期分から値上げした金額で徴収する。国も国会で給食費無償化の案を出しているが、継続審議となっていることからすぐには難しいと考えている。それまでの間は、現行のままで行きたいと考えている。

【意見】

なし

◎給食センター施設整備工事に係る調停の申立てについて

【事務局報告…学校給食センター】

資料に基づき説明。

6月議会に給食センター施設整備工事に係る調停の申立てについて上程し、議決していただいた。

完成後3年経過したところから不具合が出てきており、部分的な修繕を実施し、

安心安全な給食の実施に努めてきた。

昨年度に調査した結果、地下ピット内の蒸気配管等に不具合があるということ報告していただいた。地下ピット内については施工に問題があるのではないかとということで弁護士等へ相談していた。弁護士の見解としては施工後10年でここまで劣化することは考えにくい。瑕疵担保期限が10年であること、施工業者に修繕費等の応分の負担を求める話し合いの場としての調停手続きの方法があるという助言をいただき、6月議会で裁判所に民事調停を行うことについて議決をいただいた。議決後弁護士を通じて裁判所に調停の申立てを行った。

相手方は共同企業体である施工業者とその構成団体になる。

調停内容としては2つある。

①選択的請求として

- (1) 相手方らに欠陥、不具合又は損傷部分について修補すること
 - (2) 相手方らに欠陥、不具合又は損傷部分について修補に代えて相当額の損害賠償金を支払うこと
- ②相手方らに欠陥、不具合又は損傷部分によって生じた損害について相当額の損害賠償を求めること（弁護士委託着手金等）

先週に相手方からセンターをみたいということで申出があった。現在センターでは点検口を開ける工事を実施している。弁護士を通じて調整を行っている。より良い方向になるように進めていく。

【意見】

○安倍委員

調停の結果が出るのはいつ頃を設定しているのか。

○給食センター

調査して、損傷具合を確認し、工事額等が決まってくる。まず話し合いになる。ゴールの時期は現時点でなかなかお答えできない。

◎教育委員会事務職員の休職について（非公開）

8. その他

8月第1回教育委員会定例会	8月16日（水）
第2回教育委員会定例会	8月23日（水）

9. 閉会

教育長が7月定例会の閉会を宣言